

議案第 8 号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条の2、第39条関係）				別表（第2条の2、第39条関係）			
区 分		使 用 料		区 分		使 用 料	
		単 位	金 額			単 位	金 額
卸売業務 施設	略			卸売業務 施設	略		
	仕立場のための利 用	使用面積1平方メー トルにつき1月	1,330円		仕立場のための利 用	使用面積1平方メー トルにつき1月	1,330円
魚体選別機		使用重量1キログラ ムにつき	3円				
略				略			
備考				備考			
1～6 略				1～6 略			
7 <u>魚体選別機の利用には、フィッシュポンプを併せて利用す る場合及びフィッシュポンプのみを利用する場合を含み、使 用重量に1キログラム未満の端数があるときは、1キログラ ムとして計算するものとする。</u>				7 略			
8 略							

9 略

10 略

11 略

8 略

9 略

10 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例別表に掲げる魚体選別機の利用に係る同条例第36条第1項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。